

## 糸魚川市地域公共交通協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、糸魚川市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第8条第3項の規定に基づき、糸魚川市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）協議会の開催に関すること。
- （2）協議会の資料作成に関すること。
- （3）協議会の庶務に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項。

（職員等）

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、糸魚川市の交通施策を担当する課の課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、糸魚川市の交通施策を担当する課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- （1）事務局の運営に関すること。
- （2）物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- （3）物品及び現金の出納に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、糸魚川市において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、糸魚川市において定められている公印の取扱いの例による。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規程は、平成28年 月 日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
糸魚川市 地域公共交通協議 会長の印	 糸魚川市 地域公共 交通協議 会長の印	てん書	21 × 21	会長名をも って発する 文書	1	事務局長